平成２１年（フ）第６４４号
北海道旭川市東光６条６丁目５番32号
破産者　諸澤　年治
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
北海道中川郡豊頃町幌岡751番地
破産者　五十嵐賢一
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
山形市印役町３丁目10番９号　長谷川アパート２号
破産者　菅野　和恵
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３９号
山形県村山市大字大久保甲456番地
破産者　保科　信義
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５３号
山形県西村山郡西川町大字入間121番１号地
破産者　佐藤雅子こと　李　　吉順
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３号
福島県南相馬市原町区南町３丁目２番地の５メゾンドビース102、前住所福島県南相馬市原町区南町４丁目36番地
破産者　村上　芳助
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第９２号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内111番地
破産者　鈴木　邦夫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１０４号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内111番地
破産者　鈴木　直人
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２９５号
福島県いわき市泉町３丁目10番地の10
破産者　下遠野文江
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３５９６号
横浜市南区別所中里台24番９号　メゾンドアンドレスＡ106
破産者　松原　尊仁
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３６号
川崎市麻生区下麻生３丁目27番22―102号
破産者　井上　　榮
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３７号
川崎市麻生区下麻生３丁目27番22―102号
破産者　井上　信子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
横浜市鶴見区市場東中町12番22号　エクセレントＮ101、前住所川崎市川崎区日進町26番地11　トーア川崎マンション709
破産者　金城　信安
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
横浜市鶴見区市場東中町12番22号　エクセレントＮ101、前住所川崎市川崎区日進町26番地11　トーア川崎マンション709
破産者　金城　節子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
神奈川県横須賀市平作３丁目１番10号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市逸見が丘２番11号
破産者　葛西　裕司
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１００号
富山市上大久保436番地１、開始決定時の住所富山県高岡市野村206番地６
破産者　マダムララことオフィス大田こと　大田登起子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１３８号
富山県富山市上大久保436番地１、住民票上の住所富山県高岡市野村206番地６
破産者　川原　明美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第４４４号
長野市上松３丁目１番21号
破産者　油科　和宏
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３９号
大阪府岸和田市三田町77番地メイプルハイツ106号、前住所大阪府和泉市観音寺町246番地の15
破産者　川﨑　義行
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係